



2015年5月18日

各位

会社名：株式会社ゼンショーホールディングス
代表者名：代表取締役会長兼社長兼CEO 小川 賢太郎
(コード番号 7550 東証第1部)
問合せ先：取締役グループ総務本部長 江藤 尚美
(TEL：03-6833-1600)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2015年5月12日の取締役会において、2015年6月19日開催予定の第33回定時株主総会に下記のとおり、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社及び当社グループ会社の事業展開、内容の多様化に対応するため、第2条(目的)に目的事項を追加し、号数の整備を行うものであります。また、「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が2015年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められることに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、変更するものであります。なお、定款第28条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線が変更部分であります。)

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯する又は関連する業務を行うことを目的とする。 | (目的) 第2条 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社その他の法人等の株式又は持分を所有することにより、当該法人等の経営管理及びこれに附帯する又は関連する業務を行うことを目的とする。 |
| (1) ～ (条文省略) | (1) ～ (現行どおり) |
| (23) (新設) | (23) |
| (新設) | <u>(24) 保育園、保育室等の保育施設の運営及びノウハウの提供・指導ならびに業務受託</u> |
| | <u>(25) 旅行代理店</u> |
| <u>(24) 前各号に附帯関連する一切の事業</u> | <u>(26) 前各号に附帯関連する一切の事業</u> |

| | |
|---|---|
| <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p> | <p>(取締役の責任免除) 第 28 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p> |
| <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p> | <p>(監査役の責任免除) 第 36 条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額の範囲内とする。</p> |

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2015 年 6 月 19 日 (金曜日) 【予定】

定款変更の効力発生日 2015 年 6 月 19 日 (金曜日) 【予定】